

質問1：「光の道」の整備には、①残り10%の超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備と、②超高速ブロードバンド整備エリアにおける利用率30%の向上、の2点が必要と考えられるが、

1) ①について、未整備エリアにおける基盤整備を短期間(5年間)で行うためには、どのような方を講じる必要があるか。事業者間の設備競争を通じた基盤整備、公的資金の投入による計画的基盤整備、あるいはそれらのミックス等、複数の方法が想定できるが、どのような方法が適切か。その際の整備主体、運営主体、財源等については、どのように考えるか。

回答：ブロードバンドインフラの整備は、事業者間の設備競争を通じて行うことを基本とすべき。条件不利地域については公的資金を投入することが考えられるが、その際も設備競争に影響を及ぼさない形で行う必要がある。

2) ②について、利用率を向上させる方法としては、何が適切か。また、利用率向上のための方法として、事業者間競争の活性化による料金の値下げやサービスの多様化等も考えられるが、事業者間競争の活性化のためにはどのような方法が考えられるか。

回答：ブロードバンドサービスの利用率向上のためには、全国民が必要、利便性を自ら実感できるよう、政府の重点取組み分野(電子政府、医療、教育等)における公的機関でのサービスを先導役としつつ、民間の創意工夫による「新たな価値(サービス)」を提供することによりICTの利活用を推進することが重要である。

その際、民間の事業者間競争の更なる活性化のためには以下の課題解決が必要である。

- ・ 設備競争とサービス競争の更なる推進
- ・ ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題
- ・ NTTグループの市場支配力及び反競争的行為の抑止

質問2：「光の道」が整備される時代において、市場における競争はどうあるべきか。また、その際、NTTへの規制の在り方についてはどうあるべきか。

回答：「光の道」構想実現のためには、通信事業者のみならずサービスプロバイダー、メーカー等の多様な事業者が自由かつ公正な競争環境の下で、創意工夫し、創造的、革新的なサービスを提供できる環境を作ることが重要であり、そのためには以下の課題解決が必要である。

- ・ 設備競争とサービス競争の更なる推進
- ・ ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題
- ・ NTTグループの市場支配力及び反競争的行為の抑止

質問3:「光の道」の整備に向け、貴社はどのような貢献ができると考えているか。

回答: 当社は既により高速(最大1Gbps)低廉なFTTHサービスを関東、札幌圏、仙台、金沢、宇都宮、沖縄(子会社の沖縄セルラーが提供)で開始しており、新たな需要を創造している。今後、他の地域でも同様なサービスの提供を検討している。また、ケーブルテレビ子会社のJCNは、最大160Mbps(下り)のインターネットサービスを提供している。当社は設備競争、サービス競争を通じ、ブロードバンドサービスの需要を喚起することで「光の道」整備の促進に貢献できるものとする。また、地域WiMAXの普及に協力しており、光ファイバの敷設が困難な地域へのブロードバンドサービスの提供にも貢献している。

質問4: 加入者ファイバの接続料は東西別全国一律料金となっているが、今後条件不利地域にファイバを敷設することをふまえ、地域間料金格差を設けることについてどのように考えるか。また、公的資金の補助を得て敷設された光ファイバの接続料はどのようにあるべきと考えるか。

回答: 光ファイバの接続料はコストベースで算出することが基本である。したがって、NTT東・西間のみならず、条件不利地域において地域間料金格差を設けることには反対しない。また、ブロードバンドインフラの整備は民間の設備競争を通じて行うことを基本とすべきであり、条件不利地域での光ファイバ整備に公的資金を投入する場合も、接続料はコストに基づいて算出し、設備競争に影響を与えないよう配慮することが必要である。

質問5: ネットワークの開放策について、現在の仕組みでこういった障害があるのか、具体的に教えていただきたい。

回答: 設備競争においては、線路敷設基盤(管路・とう道・電柱)を利用する上で問題が生じている。NTT東・西は既に敷設されている電話線の張り替え又は併設により光ファイバの敷設が可能であるのに対し、競争事業者は線路施設基盤の利用の可否を所有者であるNTT等に確認し、その後実際の工事にかかるため、NTTと競争事業者間での調査から開通までのリードタイム格差が存在する。電線類地中化エリア・河川横断など物理的に線路敷設が困難なエリア、その他線路敷設基盤の利用が不可能なときは、サービスの申し込みを断らなければならない場合もある。また、公道上空を通過する場合の道路占用許可や私有地等を通過する際の地権者の了解に関して、NTTは電話線を敷設する際既に道路管理者の許可や地権者の了解を取っているため新たな手続きは不要であるが、競争事業者は改めて許可等を得る必要がある。

加えて、光屋内配線については最初に引き込んだサービス提供事業者の回線転用が進んでおらず、利用者がサービス事業者を変更する際のネックとなっている。

また、サービス競争においては、8分岐問題に象徴されるように、公社時代からの顧客基盤を引き継ぐNTT東・西と競争事業者との同等性が確保されていない。

さらに、アクセス回線設備と一体で機能することを前提として構築されたNGNが他事業者との接続を前提としておらず閉鎖的な設計となっていることが公正競争上大きな問題となっている。このため、将来、既存のアナログ電話を光IP電話に置き換えていく際、NTTコムのみならず、競争事業者のみならず、競争事業者のマイラインユーザーの多くは、NTT東・西の「ひかり電話」に移行せざるを得なくなる。

質問6: NTT西日本の個人情報漏洩問題についてのお考えを聞かせていただきたい。

回答: 競争事業者から得た、顧客情報を含む接続情報を独占的に取り扱うNTT東・西のアクセス部門が、その情報を自社の営業部門やグループ会社に対して容易に提供できるような状態にあることは非常に問題であり、NTT 東・西の業務改善計画等の実効性と進捗について当社としては厳正に検証していきたい。

このような事案の発生が未然に防げなかったことは、現行のドミナント規制を含む公正競争ルール及びその運用が実効的に機能していないためと認識している。競争の同等性を担保するには、ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題の解消のみならず、総合的な NTT グループの市場支配力及び反競争的行為の抑止に係る抜本的な措置が必要である。ただちに行うべき措置としてはアクセス部門と営業部門の情報システムを物理的に分離することや、NTT 東・西の県域等子会社についても本体同様に行為規制の対象とすることが考えられる。根本的な問題解消には、NTT 東・西のアクセス部門の完全資本分離及び持株会社の廃止が有効である。

質問7: 現在、NTT東西には、ドミナント規制が課されており、制度上、情報の対称性や手続の同等性などが確保されているが、NTT西日本の個人情報漏洩問題などが起きていることを踏まえると、競争の同等性を更に高めることも必要と考えられるが、どうか。具体的に必要と考える措置があるか。

回答: NTT 西日本の個人情報漏洩問題等の発生が未然に防げなかったことは、現行のドミナント規制を含む公正競争ルール及びその運用が実効的に機能していないためと認識している。競争の同等性を担保するには、ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題解消のみならず、総合的な NTT グループの市場支配力及び反競争的行為の抑止に係る抜本的な措置が必要である。ただちに行うべき措置としては、アクセス部門と営業部門の情報システムを物理的に分離することや、NTT 東・西の県域等子会社についても本体同様に行為規制の対象とすることが考えられる。根本的な問題解消には、NTT 東・西のアクセス部門の完全資本分離及び持株会社の廃止が有効である。

質問8: NTT東西は、光アクセス網は8本まとめてでないと借りられない形で設計し、NGNは、そのアクセス網と一体となった形で設計するなど、いずれも競争事業者の利用を前提としたネットワーク設計をしていない。NGNでは、更にネイティブ方式のISP事業者が3社に制限される設計となっているため、ISP事業者からは競争上の懸念が示されるなど、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進展する中で、メタルで生み出された競争環境が消え去ろうとしている。光の時代における競争環境を実現するためには、NTT東西のアクセス網をより他事業者に使いやすい形に見直すことも必要と考えられるが、どうか。具体的にアクセス網がどのような形になれば、FTTH市場の競争環境が実現すると考えるか。

回答: 全国レベルでの競争を機能させるために、現行の接続ルール(ダークファイバ等のアンバンドル義務)を継続した上で、さらにNTTのアクセス回線設備と一体で機能することを前提として構築されたNGNの開放を行い、メタル設備上で実現されている競争環境を引き継げるようにすることが必要である。

質問9: 事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備(アクセス網)を持たなくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。

回答: アクセス網を別会社として分離をしたとしても、公社時代からの顧客基盤やブランドを引き継いでいるNTTグループ各社は各市場で引き続き高いシェアを保持しており、持株会社体制でのグループ各社間の連携によるNTTグループの市場支配力は引き続き強化することに留意する必要がある。我が国の電気通信事業法は設備に着目して競争ルールを規定しているが、諸外国のように必ずしも設備とはリンクせず総合的な市場支配力に基づいてドミナント事業者を規制し得る競争ルールが用意されていないことが根本的な問題である。アクセス分離を理由にドミナント規制を緩和することは、NTTグループの更なる市場支配力強化につながり、公正競争を阻害することとなる。新たに総合的な市場支配力に基づく競争ルールの整備を行うか、持株会社の廃止により市場支配力そのものをなくすことが必要である。

質問10: 不採算であるとして超高速ブロードバンドインフラが整備されていない地域に関して、一般論として、初期投資に関する負担がなければ、そういった地域においてもサービス提供を継続することは可能か。

回答: 初期投資負担がないとしても、インフラ設備の運営・維持に要するコストに見合うだけの需要が存在することが、サービス提供の継続には必要である。

質問11:8分岐問題(光ファイバを1分岐単位で貸し出す案の是非)について、どう考えているか。
NTT以外の各社による実験結果が出たそうなので、それをふまえてお答えいただきたい。

回答: 公社時代からの顧客基盤を有するNTT東・西が、光ファイバにおける顧客獲得競争でも競争事業者に対して圧倒的に優位な状況であることから、利用部門との同等性確保が必要である。

質問12:光の道時代のユニバサービスの定義(具体的なサービスの中身)、コスト負担ないし基金についてどう考えるか

回答: 全世帯への普及と国民生活に不可欠な通信手段との位置付けを前提に、音声サービスに加えてブロードバンドサービスをユニバサービスとして定義することが適当と考える。ただし、基金を設ける場合のユニバサービス料金は、国民生活に不可欠なサービスを維持するために、全国民が平等に負担すべきものであることから、国民にとって過度な負担とならないよう留意し、あわせて、国民がその運用を監視できる仕組みを作ることが必要である。また、基金による補てんはユニバ地域に限定して適用するものとし、補てんを受けた主体が優位となり競争を歪めることが無いよう、補てんを受けるユニバ地域と競争地域間の会計分離等により透明性を確保することが必要である。

質問13:8分岐を実現した場合、光ファイバをNTT東西から借りてFTTHサービスの提供を積極的に行う考えはあるのか。他方、8分岐を実現すると、CATV事業者や電力系事業者は、設備競争が困難になると考えられるが、この点をどう考えるか。自ら光ファイバを敷設して設備競争を行う考えはないのか。

回答: 当社は自ら光ファイバを敷設して設備競争を行うと共に、NTTのダークファイバーを利用したシェアードアクセスによる部分的な設備競争も行っている。しかし、全てのエリアで設備競争を行うにはある程度の時間が必要であり、全ての利用者の多様な選択肢確保が不可能な地域では、8分岐によるサービス競争地域の拡大も検討に値する。全国あまねくユーザー利便とサービスのダイバシティ確保を図る観点から、設備競争を行う地域と、設備競争が不可能でサービス競争を行う地域を分け、双方をバランスよく拡大させていくことが必要である。